

令和8年5月19日

令和8年6月1日（月）入札（開札）執行の

「市立緑ヶ丘小学校大規模改修工事」に係る質疑回答用紙

和泉市総務部契約検査室

本入札指名業者 御中

各社から質疑のありました事項について、下記のとおり全件回答いたします。

Q 1. 中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化といった、受注者の責によらない資材調達困難が生じた場合、工期延長または設計変更、代替資材の使用についての協議対象となりますか。

A 1. 工事請負契約約款第 19 条または第 22 条に基づき、協議対象となります。

なお、本工事における工事請負契約約款第 19 条及び第 22 条については、別紙をご参照ください。

Q 2. 中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化に伴う物価高が生じた場合、工事金額変更についての協議対象となりますか。

A 2. 工事請負契約書第 26 条に該当する場合は協議対象になります。

なお、工事請負契約書第 26 条各項の運用については本市ホームページに掲載しているの
ので参照ください。

本市ホームページ：ホーム>事業者の方へ>入札・契約>入札・契約情報（契約検査室）>入札・
契約制度等の見直しについて(2025年12月17日更新)>(お知らせ)スライド条項の運用について
(2023年11月21日更新)

Q 3. 昨今の社会情勢による影響で、材料等が入手困難な状況となる場合、工期変更等について協議いただけますでしょうか。お教えてください。

A 3. A 1 に記載のとおりです。

(設計図書の変更)

第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第二十二条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。